

熱中症特別警戒アラートの運用が開始されます

4月24日より熱中症特別警戒アラートの運用を開始します。熱中症特別警戒アラートは県内全ての観測地点でW-BGT(暑さ指数)が35を超えることが予測された日の前日に環境省より発令されます。発令時の対応等は、詳細が決まり次第、広報等でお知らせいたします。

4月10日は、エアコン試運転の日

熱中症予防のポイントとして、「上手にエアコンを使用する」ということがあります。家庭内における熱中症を予防するため、本格的な夏季を迎える前に、早期にエアコンの試運転と確認を行っておきましょう。

福祉課からのお知らせ

問 TEL 0493-62-0716

地域福祉人材育成助成金を交付します

町では、福祉の分野に理解と熱意を持つ人材を確保・育成し、地域福祉の充実を図るため、福祉に係る資格を取得し、介護保険サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に勤務する方に対し助成金を交付しています。交付要件に該当する方は申請してください。

【助成額及び交付要件】

○5万円

①事業所での勤務経験のない方で、対象となる資格のいずれかを取得し、新規に対象となる所在地にある事業所で勤務を開始された方
②対象となる資格のいずれかを有し、事業所での勤務経験のある方が、結婚、育児、病気等の理由により3年以上の離職期間を経て、対象となる所在地の事業所で勤務を開始された

受給者証を交付されている方。ただし、障害者支援施設等に入所されている方、特別障害者手当、在宅重度心身障害者手当等を受給している方は支給対象外となります。該当される方はお早めに申請してください。

○見舞金額 年額5,000円

○申請期日 令和7年3月31日まで

地域福祉人材育成助成金を交付します

問 TEL 0493-62-0716

○3万円

③助成金申請日において、対象となる所在地の事業所に勤務されている方

社会福祉士、精神保健福祉士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、手話通訳士、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員初任者研修修了者、介護職員実務者研修修了者

対象となる事業所所在地 東松山市、滑川町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

申請 勤務を開始した日(資格取得について)は、資格を取得した日)から1年以内に申請してください。申請用紙

については、資格を取得した日)から1年以内に申請してください。申請用紙

は福祉課に用意してあります。また、町ホームページからも取得できます。

受給方法 町から確認書を発送(4月上旬以降)しますので確認書の内容を確認の上、同封の返信用封筒にて返送してください。返信期限は、5月31日です。世帯員の中で、未申告の方や令和5年1月2日以降に転入された方が

均等割のみ課税に該当する世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等の

みからなる世帯は対象外です。)

12月1日時点でも松山町に住民登録があり、かつ世帯全員が住民税所得割が課税されず、うち少なくとも一人が住民税

町からのお知らせ

町からのお知らせ